

議案第39号

幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例

幕別町指定地域密着型サービス基準条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第40条中「第115条の46条第1項」を「第115条の46第1項」に改める。

第47条中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の20の3中「及び第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに」を「、第60条の10第5項及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。